

## 第3章

# 「健康な土づくり」推進の方向性

### 1 基本目標

- 平成19年度から「日本一健康な土づくり運動」を展開してきた結果、土づくりファーマーや土づくりを支える作業組織が育成されたほか、土壌診断体制が整備されました。
- 今後も引き続き、環境と調和がとれた農業生産を進めつつ、国内外における競争力をより高めていくためには、稲わらや堆肥等の有機質資源を活用して施肥コストを低減させるとともに、環境にやさしい農業やGAP手法の導入拡大を進めていくことが重要です。
- また、農業所得の向上につながるよう、健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業によって生産された農産物の評価を高め、消費者等に広く情報発信していくことが求められます。  
以上を踏まえ、平成24年度からの後期計画では、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標		
①「健康な土づくり」の推進とレベルアップ	②「健康な土づくり」を基本とした環境にやさしい農業の拡大	③「健康な土づくり」を前面に出した農産物の供給と情報発信の強化
<ul style="list-style-type: none"><li>●土づくりファーマーのうち、すべての生産者の模範となり、高度な土づくりに意欲的に取り組む方を「土づくりファーマー上級者」に認定し、活躍の場を設けて土づくりファーマー全体のレベルアップを図ります。</li><li>●また、総合土壌診断による高度な土づくりを継続するとともに、家畜排せつ物や稲わら、りんごせん定枝など、地域の有機質資源を活用した土づくりモデルを構築し、地域全体への波及を進めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●平成23年度から始まった国の環境保全型農業支援対策などを活用し、健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業に取り組む「人づくり」「産地づくり」を進めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業により生産された農産物の信頼度を高め、有利販売につながるようGAP手法やトレーサビリティの導入、さらには認証GAPへのステップアップを進めます。</li><li>●また、生産者自らが積極的にPRし、有利販売につなげるため、「土づくりファーマー認証マーク」（仮称）等を用いて、消費者や実需者に分かりやすい情報発信を行います。</li></ul>

## 2 推進方針

これら3つの「基本目標」を実現するため、本県の土づくりの現状と課題を踏まえ、次の6つの推進方針に取り組みます。

基本目標	推進方針
①「健康な土づくり」の推進とレベルアップ	<ol style="list-style-type: none"><li>1 高度な土づくりを実践する「土づくりファーマー上級者」の認定と技の伝承</li><li>2 地域性を活かした持続可能な土づくりモデルの構築と普及</li></ol>
②「健康な土づくり」を基本とした環境にやさしい農業の推進	<ol style="list-style-type: none"><li>3 環境にやさしい農業に取り組む「人づくり」の推進</li><li>4 環境にやさしい農業に取り組む「産地づくり」の推進</li></ol>
③「健康な土づくり」を前面に出した農産物の供給と情報発信の強化	<ol style="list-style-type: none"><li>5 信頼確保のためのGAP手法やトレーサビリティーの導入と認証GAPへの誘導</li><li>6 消費者等への情報発信の強化</li></ol>



## 1 高度な土づくりを実践する「土づくりファーマー上級者」の認定と技の伝承

### (1) 「土づくりファーマー上級者」の認定

健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業を実践する農業者である土づくりファーマーを引き続き育成するとともに、高度な土づくりに取り組んでいる土づくりファーマーを、新たに「土づくりファーマー上級者」として認定し、上級者に活躍の場を設けて、土づくりのレベルアップを図ります。

#### ■ 「土づくりファーマー上級者」とは？

- 土づくりファーマーの模範となる生産者で、総合土壌診断の活用、有機質資源の利用、施肥低減、特別栽培や有機栽培等の取組を高度に実践する方を県が認定します。
- 認定された上級者及び上級者が生産する農産物に関する情報は、ホームページやリーフレットなどで紹介し、消費者、実需者への情報発信を行うほか、地域の土づくりリーダーとなって、「日本一健康な土づくり運動」を牽引する役割を担っていただきます。



### (2) 土づくりへの取組啓発と土づくり技術の普及拡大

ア 市町村、農協等に開設されている「土づくり相談窓口」等をとおして、健康な土づくりの必要性を継続して啓発するとともに、基本技術の浸透を図ります。

イ 総合土壌診断の処方せんに基づいた適正施肥や土壌改良は、農産物の高品質・安定生産のみならず、施肥コストの低減にもつながることから、総合土壌診断の必要性を啓発し、JA全農あおもり土壌分析センター等の活用を推進します。

また、JAと連携し、土壌診断結果を活用したきめ細かな土づくり指導を継続して実施します。

ウ 稲わらの焼却が少なくないことから、「稲わら条例」の趣旨に基づき、稲わらの有効利用と焼却防止に向けた啓発活動や技術指導を展開するほか、稲わらの収集・すき込み作業を行う組織の育成等を進め、「わら焼きゼロ」を目指します。

工 未熟堆肥の施用や過剰投入は、作物の生育阻害や品質低下を招くおそれがあることから、良質堆肥の生産技術の向上を図ります。

また、堆肥の種類に応じて効果や活用方法が異なることから、適切な活用方法や堆肥の肥料成分に基づいた化学肥料等の低減について啓発します。

さらに、家畜排せつ物、稲わら、りんごせん定枝など、多様な有機質資源の活用に努め、資源循環型農業を進めるとともに、これと併せて深耕や輪作を推進します。



### (3) 土づくり指導者の養成

土づくりファーマーを育成・支援するため、土づくりについて幅広い観点から指導できる人材養成を目的とした県等主催の研修会に、普及指導員、農協営農指導員を派遣し、指導力の向上を図ります。

## 2 地域性を活かした持続可能な土づくりモデルの構築と普及

管内では、生産者の高齢化や担い手不足に伴い、農業経営の中で持続的な土づくりが難しくなっており、耕作放棄地面積も増加傾向にあります。

持続可能な土づくりが行われるよう、引き続き、稲わらの収集・すき込みや堆肥散布を行う土づくり組織を育成するとともに、これら組織を核として、地域の特徴を生かした土づくりモデルを構築し、地域内での普及を図ります。

#### ■ 中南管内の経営耕地と耕作放棄地の推移

区分	平成12年	17年	22年
経営耕地面積 (ha)	25,165	22,809	22,259
うち耕作放棄地面積 (ha)	1,016	1,015	2,097
(割合%)	(4.0)	(4.4)	(9.4)

[資料] 農林業センサス

#### ■ 中南管内の農業就業人口と高齢化の推移

	平成12年	17年	22年
農業就業人口 (人)	34,478	30,569	26,407
うち65歳以上人口 (人)	13,895	14,097	12,966
(割合%)	(40.3)	(46.1)	(49.1)

[資料] 農林業センサス

■土づくりモデルの例

モデル例	具体的活動等
<p><b>耕畜連携 タイプ</b></p>	<p>耕種農家は堆肥の適切な活用技術の、畜産農家は良質堆肥の生産技術の向上を図り、稲わら等の有機質資源が地域内で循環するモデル。</p> <p><b>【具体的活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 従来からある耕種農家と畜産農家の連携による地域内資源循環システムの維持拡大</li> <li>② 堆肥等の有機質資源を活用した飼料用米やその他飼料用作物の生産による、新たな地域内循環システムの普及拡大</li> <li>③ 良質堆肥の流通を促進するための堆肥生産情報の提供</li> </ul>
<p><b>土づくり 作業組織 育成タイプ</b></p>	<p>兼業農家が多い地域や、高齢化などで土づくりの労働力の確保が難しい地域において、稲わらの収集やすき込み、堆肥散布などを行う作業組織を活用して地域ぐるみで土づくりが行われるモデル。</p> <p><b>【具体的活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 担い手や機械利用組合、集落営農組織を母体とした作業組織の育成</li> <li>② 作業を受託する異業種業者の参入促進やコントラクターの育成</li> <li>③ 組織間の連携を強化するための情報の共有化</li> </ul>
<p><b>堆肥センター 中核タイプ</b></p>	<p>良質堆肥を安定的に供給できる堆肥センターを、地域の土づくり拠点と位置付け、稲わらや家畜排せつ物など有機質資源の収集・運搬から堆肥生産・散布まで行う効率的な資源循環モデル。</p> <p><b>【具体的活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 堆肥の原料を安定的に供給するための合意づくり</li> <li>② 堆肥散布部門の設置や作業組織との連携によるサービス体制の整備</li> <li>③ 家畜排せつ物法の遵守ときめ細かな堆肥生産の管理</li> <li>④ 肥料登録などの知識向上による堆肥の品質表示の適正化の促進</li> </ul>
<p><b>広域連携 タイプ</b></p>	<p>畜産が盛んで稲わらの需要が多い県南地域との連携など、稲わらや家畜排せつ物由来堆肥の需給バランスに応じた、ダイナミックな広域連携モデル。</p> <p><b>【具体的活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 稲わら需要者・供給者をマッチングするためのリストの作成</li> <li>② 広域連携の場となる稲わら商談会等の開催</li> <li>③ 家畜排せつ物由来堆肥の広域流通の仕組みづくり</li> </ul>

## 1 環境にやさしい農業に取り組む「人づくり」の推進

### (1) 環境にやさしい農業技術の普及拡大

ア 化学肥料の過剰な投入は、土壌環境のみならず、水や大気など環境に悪影響を与えることから、有機質資源を活用した土づくりを積極的に進めながら、土壌診断に基づく効率的な施肥を実施し、環境への負荷をできる限り低減する営農を進めます。

イ 病虫害防除は、発生時期や発生量の予測と被害の評価を発生予察に基づき判断するとともに、防除の段階においては、I P M（総合的病虫害・雑草防除）の観点に立ち、環境に配慮した物理的・生物的・耕種的防除技術を活用することとし、化学合成農薬の使用をできるだけ減らす栽培を目指します。

ウ 環境にやさしい農業に係る技術開発は、これまでも試験研究機関等で行われてきており、その成果は指導奨励事項等として指導者、生産者などへの普及が図られています。

今後、中南部地域で活用可能な環境保全に効果が高い技術については、関係機関・団体と連携を図りながら、生産現場に普及していきます。

エ 有機農業については、これまで民間主体に取り組まれており、県内でも様々な技術が導入されています。

このため、有機農業実践者や青森県有機農業等アドバイザーと連携し、技術交流会等の開催をとおして技術の普及を図ります。

オ 中南部管内は、エコファーマーと特別栽培農産物生産者の人数及び取組面積が、それぞれ県内第1位と3位であり、環境にやさしい農業への取組意欲が高い地域となっています。

今後、エコファーマーや特別栽培農産物生産者、有機農業実践者の取組拡大を図るとともに、健康な土づくりにより病虫害に強い農産物を生産している土づくり実践者等を、エコファーマーや特別栽培農産物生産者へ誘導することを図ります。

#### ■エコファーマーの地域別認定状況（平成22年度）

	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
人数（人）	770	2,274	1,172	655	1,082	7	5,960
（割合％）	（12.9）	（38.2）	（19.7）	（11.0）	（18.2）	（0.1）	（100.0）
面積（ha）	649	2,792	395	1,354	899	40	6,129
（割合％）	（10.6）	（45.6）	（6.4）	（22.1）	（14.7）	（0.7）	（100.0）

■青森県認証特別栽培農産物の地域別状況（平成22年度）

	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
人数（人）	25	54	41	80	62	15	277
（割合％）	（ 9.0）	（19.5）	（14.8）	（28.9）	（22.4）	（ 5.4）	（100.0）
面積（ha）	18	114	40	178	124	18	492
（割合％）	（ 3.7）	（23.2）	（ 8.1）	（36.2）	（25.2）	（ 3.7）	（100.0）

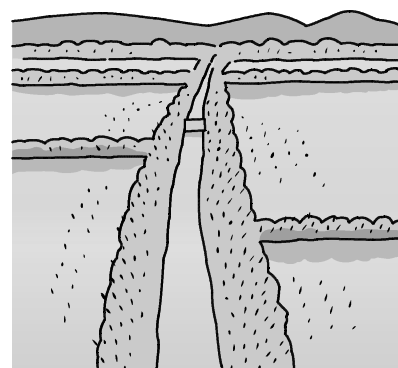
（2）新たな国の支援対策を活用した環境にやさしい農業の取組拡大

環境にやさしい農業に取り組む農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付する「環境保全型農業支援対策」（平成23年度～）の周知と活用の促進により、環境にやさしい農業の取組拡大を図ります。

また、本対策に対応した環境保全に効果が高い技術情報の収集を行い、中南管内で活用可能な技術については、関係機関と連携を図り、生産現場に普及していきます。

■「環境保全型農業支援対策」とは？

- 農業分野においても、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっていることから、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援する「環境保全型農業支援対策」が、平成23年度から実施されることになりました。
- 支援は、次の要件を満たす、販売農家、集落営農（農業者グループ）が対象となります。
  - ・エコファーマーの認定を受けていること
  - ・農業環境規範に基づく点検を行っていること
- 支援の対象となる取組は、次のとおりです。
  - ・化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組+カバークロップの作付け
  - ・化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組+リビングマルチ又は草生栽培
  - ・化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組+冬期湛水管理
  - ・有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）
  - ・県が特に必要と認める取組（地域特認取組）
- 支援の水準  
10a 当たり最大8,000円



## 2 環境にやさしい農業に取り組む「産地づくり」の推進

### 「有機の郷づくり地域」の拡大

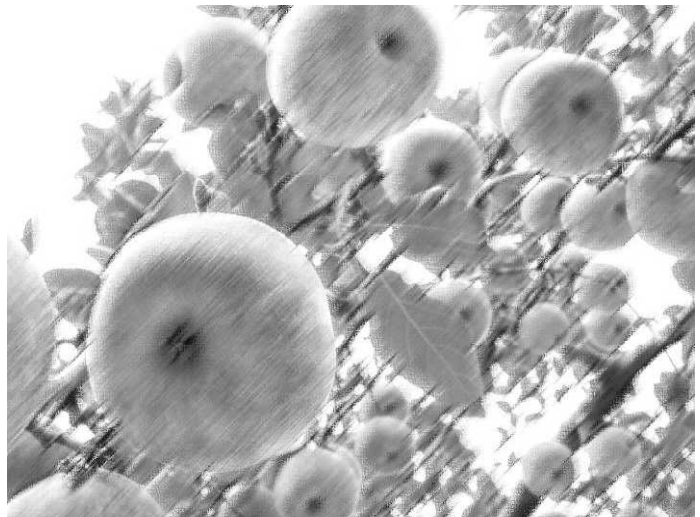
中南管内は、環境にやさしい農業に取り組む生産者が多いほか、「あおもり『有機の郷づくり』地域」の指定地域も県内最多であり、「点」から「面」への拡大が進んでいます。

今後も、環境にやさしい農業に取り組む「人づくり」のほか、環境にやさしい農業を進める拠点である「有機の郷づくり地域」指定地域に対する支援を継続して進めます。

また、産地としての品目や栽培技術が統一され、市場流通にも対応している地域を「有機の郷づくり地域」への指定に誘導し、産地力強化を図ります。

#### ■ 「あおもり『有機の郷づくり』地域」の地域別指定状況（平成24年2月現在）

	東青	中南	三八	西北	上北	下北	合計
地域数(地域)	2	18	4	15	11	5	55
(割合%)	( 3.6)	(32.7)	( 7.3)	(27.3)	(20.0)	( 9.1)	(100.0)





## 1 信頼確保のためのGAP手法やトレーサビリティの導入と認証GAPへの誘導

### 「食の安全・安心」確保対策の推進

健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業によって生産された農産物が、消費者や流通関係者から信頼され、優先して選ばれるためには、その前提として「食の安全・安心」の確保が必要不可欠です。

このため、生産から流通までの工程を適切に管理するGAP（農業生産工程管理）手法や、生産から小売まで食品の移動の記録を作成・保存するトレーサビリティの導入拡大を一層進めます。

## 2 消費者等への情報発信の強化

### (1) 「生産者」「流通・販売業者」「消費者」の相互理解の促進

ア 流通・販売業者や消費者を対象に、「環境にやさしいエコ農産物ウィーク」を継続して実施するほか、産地交流会等の開催をとおして、「生産者」「流通・販売業者」「消費者」間の交流を図り、健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業への理解を促進します。

イ 環境にやさしい農業を実践している産地・生産者情報をデータベース化し、ホームページ等による情報発信を図ります。



「環境にやさしいエコ農産物ウィーク」実施店でPR →

### (2) 環境にやさしい農産物取扱店等との連携

ア 健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業により生産された農産物を取り扱う量販店や産地直売所等の店舗の掘り起こしのほか、品ぞろえやPR活動の充実などにより取扱店の魅力を向上させ、消費者がこれら農産物を購入しやすい環境整備を進めて、消費拡大を図ります。

イ 環境にやさしい農産物取扱店等での対面販売や、販売力アップを目的とした研修会等の開催により、生産者の販売力のレベルアップを図ります。

ウ 健康な土づくりや「土づくりファーマー」について、消費者に理解してもらうため、県が新たに作成予定の「土づくりファーマー認証マーク」（仮称）の有効活用を図ります。